

議案第 11 号

組織機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
組織機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定し
ようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

組織機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町課設置条例の一部改正)

第 1 条 芽室町課設置条例(平成 19 年芽室町条例第 21 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 1 条中「産業振興課」を削り、子育て支援課の次に、「農林課」、「商
工観光課」を加える。

第 2 条中「産業振興課」及び産業振興課の各号を削り、子育て支援課の
次に次のように加える。

農林課

- (1) 農業、林業及び畜産に関すること。
- (2) 土地改良に関すること。

商工観光課

- (1) 商業及び工業に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) 消費に関すること。
- (4) 労政に関すること。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年芽室町条例第 9 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 2 ア医療職給料表(1)備考中「医師」の次に「及び室長(医師
の職務に従事する職員に限る。)」を加える。

別表第 3 行政職給料表の部 4 の項及び 5 の項を次のように改める。

4	1	課長補佐、室長、上美生出張所長、保育所(園)長、子どもセ ンター長、児童クラブ所長、発達支援センター長、事務長補佐、 給食センター長、図書館長、総合体育館長、議会事務局次長、
---	---	-----------------------------------------------------------------------------------------------

	監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査及び特に困難な業務を処理する主任の職務
5	1 課長、参事、事務長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、室長、上美生出張所長、保育所(園)長、子どもセンター長、児童クラブ所長、発達支援センター長、事務長補佐、給食センター長、図書館長、総合体育館長、議会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務

別表第3 医療職給料表(2)の部5の項及び6の項を次のように改める。

5	診療技術科長補佐の職務 副室長の職務 困難な業務を処理する係長及び主査の職務 特に困難な業務を処理する主任の職務
6	薬剤長の職務 診療技術科長の職務 困難な業務を処理する診療技術科長補佐及び副室長の職務

(芽室町農業振興計画協議会条例の一部改正)

第3条 芽室町農業振興計画協議会条例(平成11年芽室町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条中「、産業振興課」を「、農林課」に改める。

(芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部改正)

第4条 芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例(平成15年芽室町条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「産業振興課」を「農林課」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

平成24年4月1日の組織機構の変更に伴い、関係条例の整理をしようとするものであります。

芽室町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき次の課を設置する。</p> <p>総務課 企画財政課 住民生活課 保健福祉課 子育て支援課</p> <p>農林課 商工観光課 建設都市整備課 水道課</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(10) 一略一</p> <p>企画財政課 (1)～(6) 一略一</p> <p>税務課 (1) 一略一</p> <p>住民生活課 (1)～(6) 一略一</p> <p>保健福祉課 (1)～(3) 一略一</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき次の課を設置する。</p> <p>総務課 企画財政課 住民生活課 保健福祉課 子育て支援課 <u>産業振興課</u></p> <p>建設都市整備課 水道課</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第2条 課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(10) 一略一</p> <p>企画財政課 (1)～(6) 一略一</p> <p>税務課 (1) 一略一</p> <p>住民生活課 (1)～(6) 一略一</p> <p>保健福祉課 (1)～(3) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>子育て支援課 (1) ～ (5) 一略一</p> <p>農林課 <u>(1) 農業、林業及び畜産に関すること。</u> <u>(2) 土地改良に関すること。</u></p> <p>商工観光課 <u>(1) 商業及び工業に関すること。</u> <u>(2) 観光に関すること。</u> <u>(3) 消費に関すること。</u> <u>(4) 労政に関すること。</u></p> <p>建設都市整備課 (1) ～ (5) 一略一</p> <p>水道課 (1) ～ (3) 一略一</p>	<p>子育て支援課 (1) ～ (5) 一略一</p> <p>産業振興課 <u>(1) 農業、林業及び畜産に関すること。</u> <u>(2) 商業及び工業に関すること。</u> <u>(3) 観光に関すること。</u> <u>(4) 消費に関すること。</u> <u>(5) 労政に関すること。</u> <u>(6) 土地改良に関すること。</u></p> <p>建設都市整備課 (1) ～ (5) 一略一</p> <p>水道課 (1) ～ (3) 一略一</p>

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案

別表第2（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	700,000 円	23	1,140,000 円	45	1,580,000 円
2	720,000	24	1,160,000	46	1,600,000
3	740,000	25	1,180,000	47	1,620,000
4	760,000	26	1,200,000	48	1,640,000
5	780,000	27	1,220,000	49	1,660,000
6	800,000	28	1,240,000	50	1,680,000
7	820,000	29	1,260,000	51	1,700,000
8	840,000	30	1,280,000	52	1,720,000
9	860,000	31	1,300,000	53	1,740,000
10	880,000	32	1,320,000	54	1,760,000
11	900,000	33	1,340,000	55	1,780,000
12	920,000	34	1,360,000	56	1,800,000
13	940,000	35	1,380,000	57	1,820,000
14	960,000	36	1,400,000	58	1,840,000
15	980,000	37	1,420,000	59	1,860,000
16	1,000,000	38	1,440,000	60	1,880,000
17	1,020,000	39	1,460,000	61	1,900,000
18	1,040,000	40	1,480,000	62	1,920,000
19	1,060,000	41	1,500,000	63	1,940,000
20	1,080,000	42	1,520,000	64	1,960,000
21	1,100,000	43	1,540,000	65	1,980,000
22	1,120,000	44	1,560,000	66	2,000,000

備考 この表は、病院に勤務する医師及び室長（医師の職務に従事する職員に限る。）である職員に適用する。

現 行

別表第2（第3条、第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	700,000 円	23	1,140,000 円	45	1,580,000 円
2	720,000	24	1,160,000	46	1,600,000
3	740,000	25	1,180,000	47	1,620,000
4	760,000	26	1,200,000	48	1,640,000
5	780,000	27	1,220,000	49	1,660,000
6	800,000	28	1,240,000	50	1,680,000
7	820,000	29	1,260,000	51	1,700,000
8	840,000	30	1,280,000	52	1,720,000
9	860,000	31	1,300,000	53	1,740,000
10	880,000	32	1,320,000	54	1,760,000
11	900,000	33	1,340,000	55	1,780,000
12	920,000	34	1,360,000	56	1,800,000
13	940,000	35	1,380,000	57	1,820,000
14	960,000	36	1,400,000	58	1,840,000
15	980,000	37	1,420,000	59	1,860,000
16	1,000,000	38	1,440,000	60	1,880,000
17	1,020,000	39	1,460,000	61	1,900,000
18	1,040,000	40	1,480,000	62	1,920,000
19	1,060,000	41	1,500,000	63	1,940,000
20	1,080,000	42	1,520,000	64	1,960,000
21	1,100,000	43	1,540,000	65	1,980,000
22	1,120,000	44	1,560,000	66	2,000,000

備考 この表は、病院に勤務する医師である職員に適用する。

改正案			現 行		
別表第3（第3条関係） 職務分類表			別表第3（第3条関係） 職務分類表		
給料表の区分	級	職務の名称	給料表の区分	級	職務の名称
行政職給料表	1	- 略 -	行政職給料表	1	- 略 -
	2	- 略 -		2	- 略 -
	3	- 略 -		3	- 略 -
	4	1 課長補佐、室長、上美生出張所長、保育所(園)長、子どもセンター長、児童クラブ所長、発達支援センター長、事務長補佐、給食センター長、図書館長、総合体育館長、議会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査及び特に困難な業務を処理する主任の職務		4	1 課長補佐、室長、上美生出張所長、保育所(園)長、事務長補佐、給食センター長、図書館長、総合体育館長、議会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務 2 困難な業務を処理する係長、主査及び特に困難な業務を処理する主任の職務
	5	1 課長、参事、事務長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、室長、上美生出張所長、保育所(園)長、子どもセンター長、児童クラブ所長、発達支援センター長、事務長補佐、給食センター長、図書館長、総合体育館長、議会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務		5	1 課長、参事、事務長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐、室長、上美生出張所長、保育所(園)長、事務長補佐、給食センター長、図書館長、総合体育館長、議会事務局次長、監査委員事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務
	6	- 略 -		6	- 略 -

改正案			現行		
医療職給料表 (2)	1	- 略 -	医療職給料表 (2)	1	- 略 -
	2	- 略 -		2	- 略 -
	3	- 略 -		3	- 略 -
	4	- 略 -		4	- 略 -
	5	診療技術科長補佐の職務 副室長の職務 困難な業務を処理する係長及び主査の職務 特に困難な業務を処理する主任の職務		5	診療技術科長補佐の職務 困難な業務を処理する係長及び主査の職務 特に困難な業務を処理する主任の職務
	6	薬剤長の職務 診療技術科長の職務 困難な業務を処理する診療技術科長補佐及び副室長の職務		6	薬剤長の職務 診療技術科長の職務 困難な業務を処理する診療技術科長補佐の職務

芽室町農業振興計画協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
(事務処理) 第8条 協議会の庶務は、 <u>農林課</u> が処理する。	(事務処理) 第8条 協議会の庶務は、 <u>産業振興課</u> が処理する。

芽室町畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する
条例新旧対照表（第4条関係）

改正案				現 行			
別表(第10条関係) 畑地かんがい用水使用料				別表(第10条関係) 畑地かんがい用水使用料			
利用区分	基本料金(年間)	面積割(年間)	摘要	利用区分	基本料金(年間)	面積割(年間)	摘要
芽室町畑地 かんがい用 水施設	24,000円	10a当たり130円		芽室町畑地 かんがい用 水施設	24,000円	10a当たり130円	
徴収の時期	毎年12月に一括納入			徴収の時期	毎年12月に一括納入		
備考				備考			
1 年間使用料は、基本料金に面積割を加算した額とする。				1 年間使用料は、基本料金に面積割を加算した額とする。			
2 面積割の基本となる面積は、毎年実施する町の農業経営実 態調査(農林課調べ)による。				2 面積割の基本となる面積は、毎年実施する町の農業経営実 態調査(産業振興課調べ)による。			

組織機構の変更に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（附則）

改正案	現 行
<p>附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	

